



# セカンドオピニオン

群馬県

2023年5月25日

## サステナビリティボンド・フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター（R&I）は、群馬県が2023年5月に策定したサステナビリティボンド・フレームワークが国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」「ソーシャルボンド原則2021」「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」、金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

### ■オピニオン概要

#### (1) 調達資金の使途

資金使途となる対象事業のうちグリーン適格プロジェクトはグリーンボンド原則で例示される事業区分の「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」「自然資源・土地利用の環境維持型管理」「生物多様性の保全」「クリーン輸送」「気候変動への適応」のいずれかに該当し、明確な環境改善効果が見込まれる。ソーシャル適格プロジェクトはソーシャルボンド原則で例示される事業区分の「手ごろな価格の基本的インフラ設備」「必要不可欠なサービスへのアクセス」「手ごろな価格の住宅」「食料の安全保障と持続可能な食料システム」「社会経済的向上とエンパワーメント」のいずれか一つまたは複数の事業区分に該当し、特定の社会的課題に対する明確な社会的成果が見込まれ、対象となる人々が示されている。資金使途は妥当である。

#### (2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

適格プロジェクトは「群馬県環境基本計画2021-2030」「新・群馬県総合計画」に掲げる群馬県の将来像の実現のための施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。対象事業は群馬県の総務部財政課が選定し、県庁内関係各部との協議を経て最終決定している。対象事業はいずれも地方自治法関係法令に基づき策定され、議会の審議・議決を経て予算として計上されている。潜在的にネガティブな影響を及ぼすリスクとその対処法については適切に示されている。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

#### (3) 調達資金の管理

調達資金は当該会計年度中に適格プロジェクトに全額充当される。調達資金の充当については、県庁内関係各部と連携の上、総務部財政課が担当し、事業毎に事業費や起債充当額等を整理した県債管理表を作成し、対象プロジェクトの金額を超過しないよう管理する。また、調達した資金は対象事業に充当されるまでの間、現金または安全性の高い金融資産で運用する。調達資金の全額について適切な内部プロセスに沿って追跡管理が行われ、未充当資金の運用方法は明確に示されている。資金管理は適切である。

#### (4) レポーティング

資金充当状況、環境改善効果、社会的成果については、適格プロジェクトに全額充当された年度の翌年度まで年次で群馬県のウェブサイト等にて開示する。また、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は速やかに開示される。各グリーン適格プロジェクトの環境改善効果と各ソーシャル適格プロジェクトの社会的成果は、それぞれの「環境面での目標」「社会的な目標」に整合した指標で示される。レポーティングの内容は適切である。

## 発行体の概要



[群馬県 紋章]

### (1) 群馬県の特徴

- 群馬県は東京から 100km 圏に位置し、古くから東京圏、信越地方、東北地方、中京圏を結ぶ広域的な交流の要衝として、様々な交通網が発達している。近年では、圏央道の延伸や北陸新幹線の金沢延伸など、東西南北への高速道路や新幹線の整備が進み、国内各地方への結節点となっている。
- 貴重な自然の宝庫でもあり、県のシンボルである「上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）」のほか、谷川岳や尾瀬など景勝地を有する国立・国定公園や、ラムサール条約湿地である尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群があるなど、多様な自然生態系に恵まれている。また、草津、伊香保、水上、四万をはじめ、100 を超える多彩な温泉が存在する。
- 流域面積日本一である利根川の水源地で、多くのダムを有し、豊富な水資源に恵まれていることから、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしている。森林面積は関東地方で最も多く、豊かな森林資源を有している。また、年間の日照時間が全国上位であり、再生可能エネルギー資源を活用した発電・熱利用等に適した条件を備えている。
- 豊富な水資源や長い日照時間、標高およそ 10m の平坦地から 1,400m の高冷地までの標高差のある耕地等の環境に恵まれることから、年間を通して新鮮な農林水産物が生産され、野菜や果物、きのこ、米麦、牛肉、豚肉、乳製品、淡水魚など多彩な食材を供給し、首都圏の台所としても重要な役割を果たしている。

### (2) サステナビリティボンド・フレームワーク策定の目的及び背景

- 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みや、防災・減災対策の強化、デジタル化をはじめとするニューノーマル（新常態）への転換が必要との認識のもと、群馬県は「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」「すべての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型社会の実現」を目指すための取り組みを推進すべく、サステナビリティボンド・フレームワークを策定した。本フレームワークに基づき、充当するプロジェクトに応じて、以下の債券（以下、総称してサステナビリティファイナンス）を発行する。充当するプロジェクトについては、「1. 調達資金の用途」にて定めた適格プロジェクトから選定する。

グリーンボンド：グリーン適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券

ソーシャルボンド：ソーシャル適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券

サステナビリティボンド：グリーン適格プロジェクト及びソーシャル適格プロジェクトに関連する支出に資金が充当される債券

- 本フレームワークを活用した資金調達を通じ、群馬県の SDGs の取組について、投資家や県民等の理解促進を図り、SDGs 推進の機運を醸成することを目的としている。

# 1. 調達資金の使途

## (1) 適格プロジェクト

- ・ 調達資金は以下のグリーン適格プロジェクト及びソーシャル適格プロジェクトに充当される。


### ■ グリーン適格プロジェクト

対象プロジェクト	事業区分	環境面での目標	貢献するSDGs
<p>【再生可能エネルギーの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有施設における再生可能エネルギー設備導入</li> <li>・ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）の導入促進</li> </ul>	再生可能エネルギー	温室効果ガスの排出量削減 再生可能エネルギーの導入量増加 地域の再生可能エネルギーの効率的利用	 
<p>【エネルギー使用量の削減・効率的利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有施設の省エネ化（空調設備の更新、LED化、断熱率向上、BEMS導入、ZEB化又はそれに準ずる省エネ化※等）</li> <li>※ZEB認証（Nearly ZEB/ZEB Ready/ZEB Oriented）の取得又はZEB基準に準ずる以下のBEI（省エネルギー性能指標）基準を満たす省エネ化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□庁舎等、学校等は0.6以下</li> <li>□病院等は0.7以下</li> </ul> </li> <li>・ 信号機等へのLED導入</li> </ul>	エネルギー効率	温室効果ガスの排出量削減 エネルギー使用量削減	 
<p>【木材の新たな販路・需要の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有施設の木造化による県産木材の利用促進</li> </ul> <p>【森林整備・保全に伴う二酸化炭素の吸収】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有林の維持管理、林道整備</li> </ul> <p>【自然景観の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尾瀬国立公園等の環境整備</li> <li>・ 森林公園の整備</li> </ul>	自然資源・土地利用の環境維持型管理	木材利用による二酸化炭素の固定 二酸化炭素吸収源の確保 森林・植生の保全	 
<p>【鳥獣被害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生保護柵、河川内緩衝帯の整備等</li> </ul>	生物多様性の保全	生物多様性の保全	
<p>【交通利用における脱炭素化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車の電動化</li> </ul>	クリーン輸送	温室効果ガスの排出量削減 エネルギー使用量削減	
<p>【水害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川改修や浸水対策、ダム の適正管理、ため池の整備</li> </ul>	気候変動への適応	気候変動に伴う浸水被害、土砂災害等の防止・被害緩和	 

<p>【土砂災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山ダム、地すべり防止施設等）の整備・適正管理等</li> <li>・落石防護柵や落石防止ネット整備等の法面对策</li> </ul> <p>【無電柱化推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電線類の地中化等を通じた無電柱化</li> </ul> <p>【道路の浸水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水性、透水性、保水性を備えた道路への改良工事</li> </ul>			
---	--	--	--

■ ソーシャル適格プロジェクト

対象プロジェクト	事業区分	対処する社会的課題・社会的な目標	対象となる人々	貢献するSDGs
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の防災情報通信や防災活動・訓練に必要な施設、資機材等の整備</li> <li>・緊急輸送道路を含む道路インフラの整備や橋梁の整備・長寿命化</li> <li>・県有施設の耐震化</li> <li>・交差点改良や歩道拡幅、信号機等の交通安全施設の整備</li> <li>・街路整備や区画整理</li> </ul>	手ごろな価格の基本的インフラ設備	安心・安全に暮らせるまちづくり	被災者 施設利用者 地域住民	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察施設（設備等を含む）の整備</li> </ul>	手ごろな価格の基本的インフラ設備 必要不可欠なサービスへのアクセス			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・児童養護施設や高齢者施設、障害者福祉施設等の整備</li> <li>・高等学校、中等教育学校、特別支援学校や夜間中学の整備</li> <li>・教育現場における ICT 環境の整備</li> </ul>	必要不可欠なサービスへのアクセス	子育て世代、高齢者等誰もが安心して暮らせる社会の実現 教育環境の整備	子ども 高齢者 障害者 仕事と子育て 介護等を両立 する人々 義務教育未修 了者等	  
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化</li> </ul>	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の整備</li> </ul>	手ごろな価格の住宅	経済的困窮で住居の確保が困難な人々への住宅の提供	高齢者 障害者 低所得者	 
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設（水路等）の長寿命化</li> <li>・土地改良事業の実施による生産性向上等</li> </ul>	食料の安全保障と持続可能な食料システム	安定的かつ効率的な食料生産	農家 消費者	 

・世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存整備	社会経済的向上と工 ンパワーメント 手ごろな価格の基本 的インフラ設備	地方創生・地域の 活性化	地域住民 施設訪問者	
----------------------------	--	-----------------	---------------	---

## (2) 環境改善効果・社会的成果

### グリーン適格プロジェクト

#### 再生可能エネルギーの導入

- 県有施設における再生可能エネルギー設備導入
- 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）の導入促進

事業区分：再生可能エネルギー

- ・ 群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 では、群馬県の大規模水力発電を除く再生可能エネルギーの発電量について、2030 年度に 46 億 kWh/年（2019 年度実績：25 億 kWh/年）まで伸ばす目標を掲げている。
- ・ 県有施設においては率先して再生可能エネルギー設備の導入をすすめ、使用する電力を再生可能エネルギー由来の電力へと切り替え、県民の積極的な再生可能エネルギー利用を促す。
- ・ また、住宅所有者、工場・事業場等の所有者に対する太陽光発電設備や蓄電池等の設置にかかる初期費用の負担軽減、バイオマス発電の燃料としての低質材や製材残材等の有効活用、バイオマス発電所で用いる燃料の安定供給体制を強化するためのチップ加工施設の整備推進、一般廃棄物処理施設における発電施設の導入と焼却熱による発電や熱利用の推進など様々な施策を講じることで、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素社会への転換、エネルギーの地産地消・自立分散化、レジリエンス強化を図っていく。

#### エネルギー使用量の削減・効率的利用

- 県有施設の省エネ化（空調設備の更新、LED 化、断熱率向上、BEMS 導入、ZEB 化又はそれに準ずる省エネ化等）
- 信号機等への LED 導入

事業区分：エネルギー効率

- ・ 群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 では、県有施設における温室効果ガス排出量を 2030 年度に 44%削減（2013 年度対比）する目標を掲げている。
- ・ 目標の達成に向け、県有施設において、高効率空調設備への更新、照明の LED 化、施設の断熱率向上、BEMS<sup>1</sup>の導入、ZEB<sup>2</sup>化または ZEB 基準の水準の省エネ性能（庁舎等、学校等は BEI<sup>3</sup>0.6 以下、病院等は BEI0.7 以下）を確保することなどに取り組み、エネルギー効率化を図る。また、信号機に

<sup>1</sup> Building Energy Management System の略称で、ビル内で使用する電力の使用量などを計測し、「見える化」を図るとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システム

<sup>2</sup> Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

<sup>3</sup> Building Energy-efficiency Index の略。建築物の省エネルギー性能を評価する指標で、値が小さくなるほど省エネ性能に優れる。設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して計算される

については、新設時は LED 化を原則とし、更新に際しては電球式から LED 式への転換を進め、令和 10 年度までに完全 LED 化することを計画している。

## **木材の新たな販路・需要の創出**

### **■ 県有施設の木造化による県産木材の利用促進**

事業区分：自然資源・土地利用の環境維持型管理

- ・ 群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、県産木材による自立分散型社会、すなわち資源と資金が林業で循環する社会を実現するため、林業・木材産業の自立と森林の適正保全による強靱化との両立を図っている。
- ・ 県が行う建築物等の整備にあたっては、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外の建築物等については、原則として木造とするよう取り組むとともに、市町村が建設する公共建築物の木造化、内装の木質化を推進する。
- ・ 木材・木製品の中に含まれる炭素は、光合成により大気中の CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を取り込んだことに由来しており、燃やさない限り固定されている。建築物への木材利用を推進することは、CO<sub>2</sub> の固定量を増やし、大気中の CO<sub>2</sub> を削減することにつながる。

## **森林整備・保全に伴う二酸化炭素の吸収**

### **■ 県有林の維持管理、林道整備**

事業区分：自然資源・土地利用の環境維持型管理

- ・ 群馬県は 4,336 ヘクタールの森林を県有林として所有し、赤城、榛名の山頂付近や県西部の山岳地帯を中心に、11 市町村に分布している。県有林の 51% はスギ、ヒノキを中心とした人工林で、計画的に保育事業を実施し、県の基本財産として造成を実施する。
- ・ 群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 では、令和 12 年度末の素材生産量 50 万立方メートルを目指し、生産基盤の整備・強化を図ることとしている。この目標を達成するためには、高密度な林内路網と高性能機械を組み合わせた効率的な作業システムの定着が必要であることから、森林経営計画区域内の林道及び作業道を平成 23 年度から令和 12 年度末で 2,900 キロメートル開設することを目標としている。
- ・ 森林の適切な維持・管理は、水源のかん養、災害の防止といった効果に加え、大気中の CO<sub>2</sub> の吸収源となり固定化することで、CO<sub>2</sub> 削減につながる。

## **自然景観の保全**

### **■ 尾瀬国立公園等の環境整備**

### **■ 森林公園の整備**

事業区分：自然資源・土地利用の環境維持型管理

- ・ 尾瀬国立公園の木道の整備、ビジターセンターや公衆トイレの設置・管理運営、動植物の生態等に関する調査研究などを行い、尾瀬の自然環境や原生的景観を保全する。尾瀬国立公園は群馬・福島・栃木・新潟の 4 県にまたがり、尾瀬ヶ原や尾瀬沼、燧ヶ岳山頂部等は文化財保護法で国の特別天然記念物に指定されている。標高 1,400 メートルに位置し本州最大の湿原といわれる尾瀬ヶ原（約 760 ヘクタール）を中心に希少な動植物が生育する。
- ・ 森林公園の整備により、森林や緑地等の多面的な機能の維持・増進に寄与することで森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健休養、学習の場として広く県民の利用に供することで環

境保全の啓発を図る。群馬県内には伊香保森林公園、赤城森林公園など7カ所の森林公園が所在する。令和5年度については、覚満淵の老朽化した木道の再整備等を計画している。

### 鳥獣被害対策の推進

#### ■ 植生保護柵、河川内緩衝帯の整備等

事業区分：生物多様性の保全

- ・ 県内での野生鳥獣による農林作物等の被害は、中山間地域を中心にイノシシ・ニホンジカによる被害、ハクビシンやアライグマによる果樹被害などがある。生態系や農林水産業等への被害防止、人と野生鳥獣との共存に向けた良好な生息環境としての森林の整備・保全に向けて、植生保護柵、河川内緩衝帯の整備など、鳥獣被害対策を推進する。

### 交通利用における脱炭素化

#### ■ 公用車の電動化

事業区分：クリーン輸送

- ・ 群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 では、県の事務事業に伴うエネルギー使用量の徹底した削減を進めている。公用車は、電気自動車など環境性能に優れた次世代自動車を率先して導入し、車両の使用に際しては、エコドライブの実践や定期的な点検・整備などにより、燃費の抑制を図り、CO2排出量削減を推進する。

### 水害対策

#### ■ 河川改修や浸水対策、ダム の 適正管理、ため池の整備

事業区分：気候変動への適応

- ・ 群馬県は、水害等の気象災害が頻発化・激甚化する中で、「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向け、ぐんま・県土整備プラン 2020（以下「県土整備プラン」）を策定し、2040年に目指す将来像の実現に向けて、道路や河川、砂防施設、県立公園、下水道、県営住宅など、社会資本の整備や維持管理の方針を示している。
- ・ 令和5年度には、重点水害アクション（5か年重点レジリエンス戦略）として、社会経済の壊滅的な被害を回避する河川整備の加速化（利根川、石田川ほか）、頻発化する豪雨に対応する河川やダム の機能の維持・回復（桐生川、霧積ダムほか）などに取り組む。
- ・ また、災害に強く安全安心な農村づくりに向けて、自然災害から農業への被害を軽減するための対策や、県民の生命・財産や公共施設等を守るために必要なため池の補強などの防災減災対策を実施する。

### 土砂災害対策

#### ■ 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山ダム、地すべり防止施設等）の整備・適正管理等

#### ■ 落石防護柵や落石防止ネット整備等の法面对策

事業区分：気候変動への適応

- ・ 県土整備プランでは、土砂災害リスクを軽減させる防災インフラ整備として、土砂災害が発生した地域の再度災害防止、高齢者施設や児童福祉施設など要配慮者利用施設や避難場所を守る施設整備、頻発化する豪雨に対応する砂防堰堤等の機能の維持・回復、著しい人家への被害、多くの人家への被害のおそれのある地域を守る施設整備、重要交通網の寸断防止（道路防災事業との連携）などに取り組んでいる。



- ・ 令和5年度には、下町の沢（渋川市）の土石流対策、はるな郷A地区（高崎市）のがけ崩れ対策、駒留地区（藤岡市）の地すべり対策などを計画している。
- ・ また、保安林の役割が十分に果たせるよう、森林の造成・維持に必要な山腹工事や治山ダム等の設置、森林の整備など治山事業を進めるほか、豪雨災害時等に備えた落石防護柵や落石防止ネット整備などの法面对策を実施する。

## 無電柱化推進

### ■ 電線類の地中化等を通じた無電柱化

事業区分：気候変動への適応

- ・ 県土整備プランでは、防災・物流拠点集積エリア内における早期の救命救助や被災地への支援物資輸送を可能にするとともに、企業の経済活動の継続性を確保するため、主要拠点（役所・病院・消防・自衛隊、大型倉庫等）間を結ぶ強靱な道路ネットワークを構築するとしている。その一環として、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路、重要物流道路などで令和11年度末までに9.3kmの無電柱化を完成させることを目標とし、事業を推進する。

## 道路の浸水対策

### ■ 排水性、透水性、保水性を備えた道路への改良工事

事業区分：気候変動への適応

- ・ 大雨等による内水被害のリスクを軽減するため、下水道整備状況や浸水実績等を踏まえた内水ハザードマップの作成を促進するとともに、排水性、透水性、保水性を備えた道路への改良工事を行うことで、冠水危険箇所の対策を実施する。

## ソーシャル適格プロジェクト

### ■ 災害時の防災情報通信や防災活動・訓練に必要な施設、資機材等の整備

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：被災者、地域住民

- ・ 災害時の安定した通信手段を継続して確保していくための防災情報通信システムの整備や、防災ヘリコプターで災害対応を行う防災航空センター、消防職員及び消防団員の教育訓練を行う消防学校など防災活動・訓練に必要な施設の運営、資機材等の整備を行う。令和5年度には、防災情報通信ネットワークシステムの更新を計画している。

### ■ 緊急輸送道路を含む道路インフラの整備や橋梁の整備・長寿命化

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：被災者、地域住民

- ・ 地震など災害発生直後から行われる救急・救命活動や復旧活動などを円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路を含む道路インフラの整備や、橋梁の整備、長寿命化のための更新工事などを行う。
- ・ 緊急輸送道路は、地震など災害発生直後から行われる救急・救命活動や復旧活動などを、円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、災害対策基本法に基づく群馬県地域防災計画に位置付けられている。

- 群馬県が管理する橋梁は現在 3,665 橋で、このうち建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は 2020 年時点で約 47%を占めるが、2040 年には、約 81%となるなど、高齢化の割合が加速度的に増加していく。このような状況に対し、橋梁の安全・安心の確保、維持管理費用の削減と平準化を目的とした群馬県橋梁長寿命化計画にもとづき、計画的な維持管理を行う。

### ■ 県有施設の耐震化

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：施設利用者

- 群馬県耐震改修促進計画では、国の基本方針や県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策に取り組んでいる。計画内では令和 7 年度末までの耐震化率の目標値を、住宅、多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物についてそれぞれ 95%と設定している。
- 県有建築物について、主要な建築物の耐震化はおおむね完了している。耐震改修促進法上の耐震診断義務付け対象建築物 1 棟、特定既存耐震不適格建築物 1 棟の耐震化を早急に進めるとともに、既存耐震不適格建築物（小規模建築物を除く）について優先度を評価し、群馬県公共施設等総合管理計画、群馬県県有施設長寿命化指針等との関連も踏まえ、計画的に耐震化を推進していく。

### ■ 交差点改良や歩道拡幅、信号機等の交通安全施設の整備

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民

- 交差点改良や歩道拡幅、信号機等の交通安全施設の整備を実施し、交通渋滞の緩和や歩行者・自動車運転者の安全確保を図る。令和 5 年度では、県道前橋館林線（大根交差点）や国道 254 号（福島西交差点）などを整備するほか、信号機新設（9 基）、信号制御機・信号柱の老朽更新、道路標識・標示の老朽更新、信号機や道路標識の撤去などを計画している。

### ■ 街路整備や区画整理

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民

- 街路整備や区画整理を実施し、公共施設の整備・改善や、密集市街地の解消、中心市街地の活性化など土地利用の増進を図る。群馬県は長期未着手・事業長期化の土地区画整理事業を対象とした、ぐんま土地区画整理事業見直しガイドラインを平成 27 年に策定し、地域の特性を踏まえた代替手法の評価方法の設定など、地域に最適な市街地整備手法の手順と手法を定め、区画整理事業を推進している。

### ■ 警察施設（設備等を含む）の整備

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備、必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：施設利用者、地域住民

- 警察施設（警察庁舎、交番・駐在所、職員宿舎など）の整備を実施する。新・群馬県総合計画では、長期間に及ぶ複雑かつ困難で、組織的な対応が求められる災害の発生への対応として、活動拠点となる警察施設や代替え施設の維持管理、人的・物的体制の不断の点検並びに装備資機材及び備蓄食糧を計画的に整備することとしている。
- 群馬県の警察施設は昭和 50 年代後半から平成初期に多くの施設が整備されている。一般的に大規模な改修が必要とされる築 30 年以上を経過している施設は平成 29 年度末時点で全体の約 39%となっ

ており、特に職員宿舎の老朽化が進行している。現状の施設数をそのまま維持すると、10年後には築30年以上の建築物が約78%にまで増加することが見込まれ、今後大規模改修や更新時期が集中することが予想される。

- 令和5年度では、老朽化している前橋東警察署朝日町交番や前橋東警察署柏倉駐在所の移転新築、吾妻警察署大戸駐在所の現地建替を行い、来訪者用の駐車スペース、相談スペースの確保、多目的トイレの整備等による地域住民の利便性の向上を図る。そのほか、吾妻警察署の移転新築に向けた測量や不動産鑑定評価等の実施、各施設の長期保存計画にもとづく長寿命化工事などを計画している。

### ■ 保育所・児童養護施設や高齢者施設、障害者福祉施設等の整備

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども、高齢者、障害者、仕事と子育て介護等を両立する人々

- 保育所・児童養護施設や高齢者施設、障害者福祉施設等において、老朽化対策としての修繕、耐震化、防犯設備の導入など整備、または市町村が行う施設整備に対する補助を行い、安全・安心な施設環境を整える。
- 群馬県内の保育所・認定こども園等の定員数は平成30年の47,761人から令和4年に50,108人へと増加し、待機児童数は28人から1人へと減少している。児童養護施設は現在県内に8施設が運営されており、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健全な成長とその自立を支援している。
- 養護老人ホームや軽費老人ホームは、経済的理由や家庭環境により、居宅での生活が困難な高齢者を受け入れる施設であるとともに、社会福祉法人等、公的な法人が運営する施設として、高齢者が安心して生活できる住まいを提供している。群馬県における施設整備状況は、養護老人ホーム、軽費老人ホームともに65歳以上人口10万人あたりの定員数が近県で最も多いことから、基本的には現状の定員を維持しながら、地域の実情に応じて弾力的な対応を行うこととしている。
- 2019年度の障害福祉サービスの利用者数は、群馬県全体で延べ約25,000人となり、2015年度からの4年間で5,000人以上増加している。地域で生活する障害のある人の増加に伴って、グループホーム入居者は500人以上増加している。また、障害のある人の自立が進む中、就労移行支援、就労継続支援や就労定着支援の利用者は1,300人以上増加している。障害児支援では、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が急速に進み、4年間で利用者が約2倍に増加している。障害福祉サービスは、2023年度には県全体で延べ約29,100人が利用する見込みとなっている。地域生活への移行や一般就労への移行を推進するため、今後の利用見込みに合わせて、グループホームや就労系サービス事業所の確保を図っていく必要がある。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの必要量は今後も増加傾向にあり、障害のある子どもの健全な発達を支援するための体制整備を進めていく。

### ■ 高等学校、中等教育学校、特別支援学校や夜間中学の整備

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども、障害者、義務教育未修了者等

- 高等学校、中等教育学校、特別支援学校や夜間中学の施設整備を行う。
- 群馬県は第2期高校教育改革推進計画において、急激に変化する社会の状況や、生徒の多様化を踏まえ、「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGsの理念の下、全ての生徒に「たくましく生きる力の育成」を図ることを、いつの時代にも不変の目標と位置付け、取り組みを進めるとしている。また、中等教育学校においては、6年間の一貫した学習環境を生かした特色ある教育活動の推進を図っている。県内の公立高等学校、中等教育学校において、校舎等施設の耐震化、屋内運動場の天井落下防止対策、普通教室や体育館等の空調設備設置はほぼ完了している。令和5年度と令和6年度は、特別教室への空調整備について集中取組期間とし、優先度が高い319室への設置を計画している。夏季の熱中症を予防し、安心・安全で快適な教育環境を確保する。

- 令和3年度に文部科学省が実施した公立特別支援学校における教室不足調査では、群馬県の特別支援学校において43の教室不足が確認されている。令和5年度では、伊勢崎特別支援学校の教室不足や老朽化を解消するための施設整備を行うとともに、高等部を新たに設置し、地域の医療的ケア機能の集約等、再編整備を実施する。
- 群馬県は令和6年4月に県内初の県立夜間中学校として伊勢崎市に「群馬県立みらい共創中学校」を開校する予定である。県立夜間中学設置基本方針では、様々な理由により義務教育未修了となっている方や、海外で9年間の普通教育を受けられなかった学齢超過者、日本の外国人学校（中学相当）卒業生等の義務教育段階の学び直しを求める方に対し、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、十分な就学の機会を提供することを図っている。令和5年度では、カリキュラムの検討や入学者説明会の実施、必要物品の購入など、開校までに必要となる準備の実施を計画している。

### ■教育現場におけるICT環境の整備

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども

- 1人1台端末を活用した教育や情報教育を一層推進するため、ソフトウェアの整備や、非常時等用のインターネット環境を整備する。群馬県は、県内小中高校の児童・生徒に1人1台端末（パソコンやタブレット）を配布し、対面指導とオンライン教育のハイブリッド化による学びの質の向上を図っている。

### ■公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス、社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々：高齢者、障害者

- 高齢者・障害者などの移動や施設利用の円滑化を促進し、高齢社会に対応するとともに、障害者の自立と社会参加の要請に応えるため、乗降客数の多い駅のバリアフリー化支援や、県有施設のバリアフリー化、トイレの洋式化などを進める。鉄道駅については1日あたり乗降客が3,000人以上の駅、観光の拠点駅、周辺に福祉施設のある駅などを対象に支援を行っている。

### ■公営住宅の整備

事業区分：手ごろな価格の住宅

対象となる人々：高齢者、障害者、低所得者

- 公営住宅の建て替え、長寿命化のための設備更新・改修などを行う。群馬県は中長期（30年間）を踏まえた当面10年間（令和5～14年度）の計画として群馬県営住宅長寿命化計画を策定しており、県営住宅99団地、508棟、9,991戸及び団地に附帯する共同施設等を対象に、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進することで、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減及び財政負担の平準化を図っている。長寿命化改善を行う全棟でLCCの縮減効果があり、平均で約2,250千円/戸・年縮減されると推計している。

### ■農業施設（水路等）の長寿命化

事業区分：食料の安全保障と持続可能な食料システム

対象となる人々：農家、消費者

- 用排水施設等整備、地すべり防止施設の整備等を行う。近年、地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発している。地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施するため、総合的な防災・減災対策を実施し、

農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進していく。

### ■土地改良事業の実施による生産性向上等

事業区分：食料の安全保障と持続可能な食料システム

対象となる人々：農家、消費者

- ・ 土地改良法にもとづく土地改良を実施し、農用地（農地及び家畜用の採草放牧地）の改良・開発や、散在し不整形な農用地を集めて耕作し易くすることで生産性向上を図る。
- ・ 群馬県農業農村振興計画では、1 農業経営体あたりの生産農業所得を令和元年の 414 万円から令和 7 年に 540 万まで伸ばすこと、1 農業経営体あたりの耕地面積を令和元年の 3.1ha から令和 7 年に 3.3ha まで伸ばすことを目標としている。土地改良事業により生産性の向上、経営の効率化を進めるとともに、農業新技術の導入による省力化や高品質生産を促進することなどで、農業経営体の生産農業所得の向上や規模拡大等を図り、力強い農業構造の確立を目指す。

### ■世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存整備

事業区分：社会経済的向上とエンパワーメント、手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民、施設訪問者

- ・ 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」を構成する 4 資産について、関係市町が行う保存修理事業への補助を行う。各施設の保存に加え、防火・耐震・耐風など防災面や、トイレ・バリアフリー・照明・空調など施設訪問者の見学環境を考慮した段階的な整備を行い、安全性、快適性を確保する。令和 5 年度については、富岡製糸場の乾燥場・繭扱場（まゆあつかいば）の保存整備、煙突保存修理、田島弥平旧宅の桑場整備に向けた全体基本設計調査、高山社跡の母屋兼蚕室（さんしつ）復原・補強工事、荒船風穴の落石対策・風穴ゾーン整備設計などを計画している。
- ・ 2014 年に世界遺産に指定された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴の 4 資産で構成されている。富岡製糸場は、明治 5 年（1872）に明治政府が設立した官営器械製糸場で、民営化後も一貫して製糸を行い、製糸技術開発の最先端として国内養蚕・製糸業を世界一の水準に牽引した。また、田島家、高山社、荒船風穴などと連携して、蚕の優良品種の開発と普及を主導した。和洋技術を混交した工場建築の代表であり、長さ 100m を超える木骨煉瓦造の 2 棟の置繭所や繰糸所など、主要な施設が創業当時のまま、ほぼ完全に残されている。
- ・ 富岡製糸場が位置する富岡市街地の周囲には、重要文化財に指定されている貫前神社や妙義神社（名勝「妙義山」）、市立美術博物館や群馬県立自然史博物館といった文化財・文化施設もある。また、富岡製糸場と群馬県内各地の温泉地とをセットで群馬へ来県する観光客も多い。富岡製糸場の文化観光資源としての価値を保つことで、県内各地の観光地への経済波及効果、群馬全体の活性化を図る。

## (3) 環境・社会に対するネガティブな効果とその評価、対応の考え方

- ・ プロジェクトの評価と選定のプロセスにおいて、ネガティブな影響に配慮し対応を確認している。

資金使途となる対象事業のうちグリーン適格プロジェクトはグリーンボンド原則で例示される事業区分の「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」「自然資源・土地利用の環境維持型管理」「生物多様性の保全」「クリーン輸送」「気候変動への適応」のいずれかに該当し、明確な環境改善効果が見込まれる。ソーシャル適格プロジェクトはソーシャルボンド原則で例示される事業区分の「手ごろな価格の基本的インフラ設備」「必要不可欠なサービスへのアクセス」「手ごろな価格の住宅」「食料の安全保障と持続可能な食料システム」「社会経済的向上とエンパワーメント」のいずれか一つまたは複数の事業区分に該当し、特定の社会的課題に対する明確な社会的成果が見込まれ、対象となる人々が示されている。資金使途は妥当である。

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

### (1) 包括的な目標、戦略、政策への組み込み

- 群馬県は2021年に策定した「群馬県環境基本計画 2021-2030」で、2040年に向けた群馬県の環境の将来像を「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」とした。「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」とは、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は向上させながら、群馬県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組むことと定義している。本計画では、施策分野を以下の4つに分類し、事業を展開する。
  - I. 地球温暖化対策の推進
  - II. 持続可能な循環型社会づくり
  - III. 自然との共生と森林（もり）づくり
  - IV. 安全・安心で快適な生活環境づくり
- さらに「群馬県環境基本計画 2021-2030」では、2019年に表明した「ぐんま 5つのゼロ宣言」実現のための取組を重点取組として位置付けている。これは、2050年に向け、自然災害によるリスクを抑え、県民の命を守り、安心な暮らしと安定した経済活動が可能なカーボンニュートラル社会の実現や、県民の幸福度を向上させるための宣言で、①自然災害による死者「ゼロ」、②温室効果ガス排出量「ゼロ」、③災害時の停電「ゼロ」、④プラスチックごみ「ゼロ」、⑤食品ロス「ゼロ」の達成を目標としている。
- また、2020年に県政を運営するための基本方針として策定した「新・群馬県総合計画」では、2040年の目指す姿を描いた「ビジョン」と、これを踏まえて、2030年までに重点的に取り組む具体的な政策を体系化した「基本計画」の二段階で策定した。ビジョンでは、群馬県の2040年の目指す姿を「年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」としている。基本計画ではビジョンの実現に向けた7つの政策の柱を設定し、政策を推進している。

#### ■ 「新・群馬県総合計画」7つの政策の柱

	2020	2023	2025	2030	2035	2040
1 行政と教育のデジタルトランスフォーメーションの推進	→					
2 災害レジリエンスNo.1の実現	→					
3 医療提供体制の強化	→					
4 県民総活躍社会の実現	→ 制度導入・立上げ		→ 社会参加率の増加			
5 地域経済循環の形成	→ 先進エリアでの施行		→ 県内全域への拡大			
6 官民共創コミュニティの育成	→ 組織の立上げ		→ 活動の拡大・深化			
7 教育イノベーションの推進と「始動人」の活躍	→ 新たな教育の拡大		→ 始動人の社会参加		→ 始動人の活躍が新たな始動人を育て、惹きつける自然循環	

- 本フレームワークで適格プロジェクトとした事業は「群馬県環境基本計画 2021-2030」「新・群馬県総合計画」に掲げる群馬県の将来像の実現のための施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。

## (2)プロジェクトの評価・選定のプロセス

- ・ サステナビリティファイナンスの資金使途とするプロジェクトは、群馬県総務部財政課が候補プロジェクトを選定し、県庁内関係各部との協議を経て最終決定する。

## (3)環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、以下のとおり、潜在的なネガティブな影響を及ぼすリスクに対して対処した上で実施されることを確認している。

ネガティブな影響を及ぼすリスク	対応
騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体で求められる届出の提出</li> <li>・ 環境アセスメントの手続き</li> <li>・ 騒音規制法、振動規制法等の遵守</li> <li>・ 地域住民への十分な説明</li> <li>・ 低騒音型・低振動型建設機械の使用</li> </ul>
交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法等の遵守</li> </ul>
大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守</li> <li>・ 排出ガス対策型建設機械等の使用</li> </ul>
生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守</li> <li>・ 動植物の生息環境の保全</li> </ul>
廃棄物の排出による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法等の遵守</li> </ul>

適格プロジェクトは「群馬県環境基本計画 2021-2030」「新・群馬県総合計画」に掲げる群馬県の将来像の実現のための施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。対象事業は群馬県の総務部財政課が選定し、県庁内関係各部との協議を経て最終決定している。対象事業はいずれも地方自治法関係法令に基づき策定され、議会の審議・議決を経て予算として計上されている。潜在的にネガティブな影響を及ぼすリスクとその対処法については適切に示されている。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

### 3. 調達資金の管理

- ・ 地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度（毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる）における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる必要がある。従って、本フレームワークに基づいたサステナビリティファイナンスの実施によって調達した資金は、調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当される。また、調達資金は対象プロジェクトに充当されるまでの間、現金または安全性の高い金融資産で運用する。
- ・ 本フレームワークに基づき調達した資金の各プロジェクトへの充当については、県庁内関係各部と連携の上、総務部財政課が担当する。具体的には、事業毎に事業費や起債充当額等を整理した県債管理表を作成し、サステナビリティファイナンスによる調達額が対象プロジェクトの金額を超過しないよう管理する。
- ・ 会計年度の終了時には、対象プロジェクトを含む本県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受ける。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認される。

調達資金は当該会計年度中に適格プロジェクトに全額充当される。調達資金の充当については、県庁内関係各部と連携の上、総務部財政課が担当し、事業毎に事業費や起債充当額等を整理した県債管理表を作成し、対象プロジェクトの金額を超過しないよう管理する。調達した資金は対象プロジェクトに充当されるまでの間、現金または安全性の高い金融資産で運用する。調達資金の全額について適切な内部プロセスに沿って追跡管理が行われ、未充当資金の運用方法は明確に示されている。資金管理は適切である。



## 4. レポーティング

- 資金充当状況及びインパクト（各対象プロジェクトの環境改善効果及び社会的成果）について、サステナビリティファイナンスの実施によって調達した資金が適格プロジェクトに全額充当された年度の翌年度まで群馬県ウェブサイト等にて年次で開示する。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後にプロジェクトに関する計画の変更等、大きな状況の変化が生じた場合は、適時に開示する。
- 調達資金の充当状況に関しては、調達金額、各プロジェクトへの充当金額を開示する。インパクト（各対象プロジェクトの環境改善効果及び社会的成果）に関しては、以下の項目について、実務上可能な範囲において開示する。

### ■グリーン適格プロジェクト

対象プロジェクト	開示する環境改善効果
<b>&lt;再生可能エネルギー&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設における再生可能エネルギー設備導入</li> <li>再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）の導入促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>発電容量（kW）または発電量（kWh）</li> <li>推定 CO2 排出削減量（t-CO2）</li> </ul>
<b>&lt;エネルギー効率&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設の省エネ化（空調設備の更新、LED 化、断熱率向上、BEMS 導入、ZEB 化又はそれに準ずる省エネ化等）</li> <li>信号機等への LED 導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>ZEB 認証の取得状況又は BEI の数値</li> <li>推定 CO2 排出削減量（t-CO2）</li> </ul>
<b>&lt;自然資源・土地利用の環境維持型管理&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設の木造化による県産木材の利用促進</li> <li>県有林の維持管理、林道整備</li> <li>尾瀬国立公園等の環境整備</li> <li>森林公園の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>県産木材の使用量（t）</li> <li>整備延長（km）</li> <li>森林整備面積（ha）</li> </ul>
<b>&lt;生物多様性の保全&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>植生保護柵、河川内緩衝帯の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備延長（km）</li> <li>整備面積（ha）</li> </ul>
<b>&lt;クリーン輸送&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公用車の電動化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入台数</li> <li>推定 CO2 排出削減量（t-CO2）</li> </ul>
<b>&lt;気候変動への適応&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川改修や浸水対策、ダムの適正管理、ため池の整備</li> <li>土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山ダム、地すべり防止施設等）の整備・適正管理等</li> <li>落石防護柵や落石防止ネット整備等の法面对策</li> <li>電線類の地中化等を通じた無電柱化</li> <li>排水性、透水性、保水性を備えた道路への改良工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備事業内容・実績</li> <li>整備箇所数</li> <li>整備延長（km）</li> <li>整備面積（ha）</li> <li>防災受益戸数</li> </ul>

## ■ ソーシャル適格プロジェクト

対象プロジェクト	開示する社会的成果
<b>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の防災情報通信や防災活動・訓練に必要な施設、資機材等の整備</li> <li>・緊急輸送道路を含む道路インフラの新設や橋梁の整備・長寿命</li> <li>・県有施設の耐震化</li> <li>・交差点改良や歩道拡幅、信号機等の交通安全施設の整備</li> <li>・街路整備や区画整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備事業内容・実績 整備箇所数 整備延長 (km) 整備面積 (ha)</li> <li>・交通事故発生件数</li> </ul>
<b>&lt;必要不可欠なサービスへのアクセス&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・児童養護施設や高齢者施設、障害者福祉施設等の整備</li> <li>・高等学校、中等教育学校、特別支援学校や夜間中学の整備</li> <li>・教育現場における ICT 環境の整備</li> <li>・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化</li> <li>・警察施設（設備等を含む）の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備事業内容・実績 整備箇所数</li> <li>・利用生徒数</li> <li>・施設定員数</li> <li>・学校定員数</li> </ul>
<b>&lt;手ごろな価格の住宅&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替戸数</li> </ul>
<b>&lt;食料の安全保障と持続可能な食料システム&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設（水路等）の長寿命化</li> <li>・土地改良事業の実施による生産性向上等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備面積 (ha)</li> <li>・整備により恩恵を受けた農家の戸数</li> </ul>
<b>&lt;社会経済的向上とエンパワーメント&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者数</li> <li>・整備の内容と効果 (宿泊者数、観光消費額等)</li> <li>・整備箇所数</li> </ul>

資金充当状況、環境改善効果、社会的成果については、適格プロジェクトに全額充当された年度の翌年度まで年次で群馬県のウェブサイト等にて開示する。また、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は速やかに開示される。各グリーン適格プロジェクトの環境改善効果と各ソーシャル適格プロジェクトの社会的成果は、それぞれの「環境面での目標」「社会的な目標」に整合した指標で示される。レポートの内容は適切である。

以上

**【留意事項】**

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&I は 2016 年に R&I グリーンファイナンスアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンファイナンス原則/ソーシャルファイナンス原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンファイナンス等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト (<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>) に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。